

答申第 290 号

平成 18 年 2 月 1 日

神奈川県教育委員会
委員長 平出彦仁 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀部政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 16 年 7 月 8 日付けで諮問された特定の県立高校校長と教職員課職員との校長個別協議会記録文書不存在の件(諮問第 291 号)について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、次に掲げる文書は存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。

- (1) 平成13年11月2日、横浜西合同庁舎にて行われた特定の県立高等学校長（当時）と特定の教職員課職員との校長個別協議会の協議会記録文書一切
- (2) 平成13年11月2日、横浜西合同庁舎にて行われた特定の県立高等学校長（当時）と特定の教職員課課長代理（当時）との校長個別協議会の協議会記録文書一切

2 不服申立てに至る経過

- (1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例第9条の規定に基づき、平成16年6月7日付けで、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して、次に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）をした。

ア 平成13年11月2日、横浜西合同庁舎にて行われた特定の県立高等学校（以下「本件高校」という。）の校長（当時）（以下「本件校長」という。）と特定の教職員課職員（以下「本件職員」という。）との校長個別協議会（以下「職員協議会」という。）の協議会記録文書一切（以下「本件職員文書」という。）

イ 平成13年11月2日、横浜西合同庁舎にて行われた本件校長と特定の教職員課課長代理（当時）（以下「本件代理」という。）との校長個別協議会（以下「代理協議会」という。）の協議会記録文書一切（以下「本件代理文書」という。）

- (2) これに対し、教育委員会は、平成16年6月21日付けで、本件行政文書は存在しないとして、公開を拒む決定（以下「本件処分」という。）をした。
- (3) 不服申立人は、平成16年6月25日付けで教育委員会に対して、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるとい趣旨の不服申立てをした。

3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

- (1) 神奈川県情報公開審査会の指名委員による諮問第 268 号についての口頭説明聴取の概要調書（以下「本件調書」という。）によれば、特定の教職員課職員らは、本件職員文書が現存することを、指名委員に対して繰り返し、明白に述べている。

したがって、本件公開請求に対する行政文書公開拒否決定通知書は、少なくとも、そのごく一部は誤りあるいは偽りである。

- (2) 職員協議会及び代理協議会を行ったとされる日の、本件校長の旅費請求書を不服申立人は取得しているが、本件校長が職員協議会及び代理協議会の実施会場に出張した事実は認められない。本件校長は、職員協議会及び代理協議会に出席していないのであるから、本件行政文書は廃棄されたのではなく、当初から作成されていなかったのである。

4 実施機関（教育局教職員課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件職員文書について

ア 本件職員文書として、本件高校の教員が教育委員会に提出した職員現況・意向調書を複写し、その余白に、本件職員が、本件校長から聞き取った内容や人事管理上の情報等を加筆したもの（以下「校長ヒアリングメモ」という。）を特定した。校長ヒアリングメモは、人事異動に係る内示書を作成するための補助的、一時的な資料であり、神奈川県教育庁等行政文書管理規則（以下「規則」という。）第 9 条第 8 項で定める「主たる保存対象でない行政文書」に該当し、その保存期間についても同条第 7 項で「必要な期間」と定められている。

イ したがって、校長ヒアリングメモは、人事異動案が了承され、不要となった時点で、直ちに廃棄することとしており、本件公開請求の時点（平成 16 年 6 月 7 日）においては、既に存在していなかったものである。

ウ 不服申立人は、職員協議会及び代理協議会は行われておらず、本件行政文書は当初から作成されていなかったと主張しているが、人事異動案を作成するためには、職員協議会及び代理協議会は必要不可欠であり、

当該年度の人事異動案が作成されている以上、職員協議会及び代理協議会が行われていないということは有り得ない。

また、不服申立人は、職員協議会及び代理協議会を行ったとされる日の本件校長の旅費請求書に、職員協議会及び代理協議会の実施会場に出張した記録が認められない旨を主張するが、これらの記録がないことについては、当時の資料が残っていないので詳細は明らかではないが、本件高校と職員協議会及び代理協議会の実施会場が極めて近くにあり、出張しても請求できる旅費が発生しないので本件校長が旅費の請求をしなかったか、あるいは、職員協議会及び代理協議会の日程が変更になったことが考えられる。

(2) 本件代理文書について

教職員課管理職職員と校長との個別協議は、学校の状況や懸案事項などについて聴取するもので、協議内容をあらかじめ定めているものではなく、また、協議内容を記録することはそもそも予定されておらず、聴取者が必要と判断した場合にメモを取る等の取扱いがなされている。

本件代理は、代理協議会の協議内容を軽易なものとして判断し、本件代理文書を作成しておらず、存在しない。

5 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書の存否について

ア 本件職員文書について

(ア) 不服申立人は、本件調書において、実施機関の職員が、本件職員文書等が現存することを述べていることなどから、本件処分は誤りである旨を主張している。

当審査会で、本件調書を確認したところ、本件調書に記載されてい

る特定の教職員課職員らの発言は、諮問第268号（答申第193号）に係る文書の範囲や人事異動計画等について一般的な説明をしたものであり、個別具体の文書の存在を前提とする事実説明を行ったものではない。

したがって、このことをもって、本件職員文書が、本件公開請求の時点で存在することを示すものとは認められない。

（イ）当審査会が内示書を確認したところ、その内容は、校長ヒアリングメモ等をもとに検討した人事異動案を具体化したものと考えられ、校長ヒアリングメモは内示書を作成するための補助的、一時的な資料であるとする実施機関の説明は納得できる。

校長ヒアリングメモは、内示書を作成するための補助的、一時的な資料であり、その保存期間は規則第9条第7項で「必要な期間」と定められていることから、不要となった時点で廃棄したとしても、その取扱いが不当であるとはいえない。

（ウ）不服申立人は、職員協議会及び代理協議会が行われていなかった旨主張するが、仮にそうであった場合には、本件職員文書は当初から存在しなかったことになるので、本件職員文書が存在しないとの実施機関の説明に不合理な点はない。

（エ）また、校長ヒアリングメモ以外に本件職員文書が存在するとの事情は認められないことから、本件職員文書が存在しないとの実施機関の説明は、不合理とはいえない。

イ 本件代理文書について

（ア）規則第6条において、「本庁及び所の事務処理に当たっては、軽易なものを除き、処理内容等（意思決定の経過、行政文書を管理するために必要な事項を含む。）を記録した行政文書を作成しなければならない」と規定している。

（イ）代理協議会において、本件代理が、協議内容を軽易なもの判断したことの適正さを疑わせる事情について、不服申立人からは具体的な説明等もなく、当審査会においても、そのような事情を認めることはできないことから、本件代理文書を作成しなかったとの実施機関の説

明は、不合理とまではいえない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 16 年 7 月 12 日	諮問書を受理
7 月 16 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
8 月 18 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
8 月 23 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
9 月 1 日	不服申立人から、非公開等理由説明書に対する意見書を受理
平成 17 年 10 月 11 日 (第 49 回部会)	審議
11 月 2 日 (第 50 回部会)	審議
11 月 16 日	指名委員により不服申立人から意見を聴取 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
12 月 26 日 (第 51 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	同 志 社 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者
沢 藤 達 夫	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	部 会 員
竹 森 裕 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	部 会 員
千 葉 準 一	首 都 大 学 東 京 教 授	
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)

(平成18年2月1日現在)(五十音順)